原爆被爆者介護保険利用料助成・事業者登録についてお願い

令和3年5月27日 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課

1. 原爆被爆者利用助成の概要

鳥取県では被爆者が介護保険サービスのうち、下記2の対象サービスを利用したときに負担する ととなる利用料 (=原則としてサービスの提供に要する経費の1割または2割) を助成していま す。

鳥取県原爆被爆者介護保険サービス利用助成特定事業者の登録(以下、事業者登録という。)を 受けた事業者・施設(以下、登録事業者という。)は、助成対象となる利用料を被爆者から徴収す る代わりに、介護報酬と併せて鳥取県国民健康保険団体連合会(以下、国保連という。)に請求し てください。(※事業者登録を希望される場合は、裏面の問い合わせ先に御連絡下さい。)

なお、県内の事業者登録を受けていない事業所・施設や鳥取県外の事業所・施設を利用した場合 は、自己負担した利用者の請求に基づき県が償還払いをします。



対象者の 条件

- (1) 鳥取県知事が発行した被爆者健康手帳(裏面※1)を所持していること
- (2) 鳥取県内の市町村が行う介護保険の被保険者であること
- (3) 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業利用の場合 は、訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証(裏面※2)を所持していること

2. 対象サービスと請求方法

			食費	
	介護保険法での区分	利用時自己負担額		公 費 請 求
	訪問介護 (ホームヘルプ)	低所得者の方のみ		鳥取県原爆被爆者介護保険等利
		負担なし(公費請求)	_	用助成事業の請求
	介護予防・日常生活支援総合事業	認定証が必要		〇公費負担者番号
	第 1 号訪問事業	(裏面※2参照)		<u>81316010</u>
福	通所介護 (デイサービス)			※被爆者健康手帳の公費負担
4.1	介護予防・日常生活支援総合事業			者番号19316017では
祉	第1号通所事業			ないので注意
系	短期入所生活介護(ショートステイ)			〇請求先
	介護予防短期入所生活介護			鳥取県国民健康保険団体
サ	認知症対応型通所介護			連合会
1 .	介護予防認知症対応型通所介護	負担なし	本人負担	〇請求できる事業者
'	小規模多機能型居宅介護	(公費請求)		鳥取県原爆被爆者介護保険サ
Ľ	介護予防小規模多機能型居宅介護			ービス利用助成特定事業者の
ス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			登録事業者
^	複合型サービス			
	地域密着型通所介護			
	認知症対応型共同生活介護			
	介護予防認知症対応型共同生活介護			
	(R3. 4. 1~)			
	介護老人福祉施設			
	地域密着型介護老人福祉施設入所者			
	生活介護			
左	訪問看護			原爆医療費(一般疾病)の請求
医	介護予防訪問看護			
療	訪問リハビリテーション		_	〇公費負担者番号
,,,,	介護予防訪問リハビリテーション			<u>19316017</u>
系	居宅療養管理指導	負担なし (公費請求)		〇請求先
-11	介護予防居宅療養管理指導			鳥取県国民健康保険
サ	通所リハビリテーション(デイケア)			団体連合会
	介護予防通所リハビリテーション		本人負担	〇請求できる事業者
'	短期入所療養介護(ショートステイ)			被爆者一般疾病医療機関に指
ビ	介護予防短期入所療養介護)			定された事業者
_	介護老人保健施設	負担なし		
ス	介護療養施設	(公費請求)	本人負担	
L	介護医療院 以はの共一ドスは助成社会は(一部の)	1 1 - 0		

上記以外のサービスは助成対象外(一般の方と同じ自己負担)

訪問入浴介護、福祉用具貸与、特定福祉用具の購入、特定施設入居者生活介護、住宅改修、夜間対応型訪問介護、

地域密着型特定施設入居者生活介護

【※1被爆者健康手帳の確認方法】

手帳交付者の確認	公費負担和公費負担和公費負担和受給者番号(手帳番号	者医療の 号	7				
公費受給者番号は、この部分を一記載する	氏名	県知事	印	夢	明治 大正 昭和	年	月日
	被爆当時の 年 番 居住地	治満	歳				
	(現在地 交付年月1	PT -	年	月		日	

【※2訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証の確認方法】

様式第2号

訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証

住所、氏名、生年月日、被爆 者健康手帳番号の確認(被爆 者健康手帳との照合)	→	住	
		生 年 月 日	
		被爆者健康手帳番号	

上記の者が訪問介護利用被爆者助成金の受給資格を有することを証明する。

平成 年 月 日

認定書に記載された受給 資格認定期間の確認 (期 間内であるかどうか) ○○総合事務所長 印

受給資格認定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

制度全般に関するお問い合わせ

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局 福祉保健課地域福祉推進担当援護ライン 0857-26-7145

事業者登録・償還払い に関するお問い合わせ (東部地域は福祉保健課へ) 中部総合事務所倉吉保健所 0858-23-3145 西部総合事務所米子保健所 0859-31-9317